

## 定期検査の対象及び対象外のはかりの一例

検査対象となるはかりの一例	検査対象から除かれるはかりの一例
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 商店等で商品の売買に使用するはかり</li> <li>2. 保健所・病院・学校・幼稚園等で健康診断に使用するはかり（体重計）</li> <li>3. 工場・事業所等で原材料の購入、製品の販売出荷のために使用するはかり</li> <li>4. 運送業者等（コンビニなどの宅配便取次店を含む）が貨物の運賃算出等に使用するはかり</li> <li>5. 農業・漁業で、農産物や水産物などの売買、出荷のために使用するはかり</li> <li>6. 病院、調剤薬局等で薬の調剤用使用するはかり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 飲食店等で調配合用に使用するはかり</li> <li>2. 個人が健康管理のために使用するはかり（体重計）</li> <li>3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計</li> <li>4. 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり</li> <li>5. 農家で試しはかりとして使用するはかり</li> <li>6. 動物病院で使用するはかり</li> <li>7. 商店等で商品を小分けするのに使用するはかり</li> </ul>

